平成２２年（フ）第２０３号
徳島市佐古五番町７番１号―202号
債務者　大森　隆弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７１号
徳島市庄町５丁目20番地　森井ビル303号室
債務者　岩﨑功次郎
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７３号
徳島市国府町南岩延719番地の１
債務者　鎌田　　昭
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７８号
徳島市南矢三町１丁目９番５―301号
債務者　福長　　智
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８６号
徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地60
債務者　神谷　光子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９１号
徳島市北矢三町４丁目２番23―245号
債務者　松村　順子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２号
佐賀県唐津市肥前町入野丙77番地３
債務者　船岡千鶴子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３５４号
大分市末広町２丁目６番３―202号　アスティオン末広
債務者　高橋　　肇
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１８号
高知県幡多郡黒潮町入野756番地
債務者　西地　克弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３９号
高知県宿毛市大島８番15―14号
債務者　迫田　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第４９号
高知県宿毛市小筑紫町福良1090番地12
債務者　平田　明久
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第５０号
高知県宿毛市小筑紫町福良1090番地12
債務者　平田　香奈
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１１２号
山口県周南市大字大道理1743番地、前住所山口県周南市野村２丁目８番４号
債務者　梅田　　啓
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２７号
山口県下松市大字西豊井742番地１
債務者　兼平ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１７３２号
名古屋市守山区小幡中３丁目20番Ｊ―210号
債務者　平田　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１２号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地１棟1407号
債務者　成田工務店こと　成田　冨雄
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０３号
神戸市須磨区高倉台６丁目１番18―501号
債務者　内田　映子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８１号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ｂ１―11号　市営住宅
債務者　石川　克正
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係